

信託税制に関する一考察

～商事信託に対する課税の在り方～

Study of tax system on trust

～the way of taxation on business trust～

鳥 居 勝

1. はじめに

信託に係る税制は近年変革が著しい。平成12年の税制改正に続き、平成19年には信託法の大改正に伴い、信託税制もかなりの改正が行われた。その主な要点は、従来の受益者課税の原則は維持しながらも、受益者がいない場合の委託者課税を止め、受託者課税へと方針を変えたこと、12年の改正で一部導入された受託者課税が法人課税信託と名を改めてその適用範囲が拡大されたことにあると思われる。これはそれまでの信託段階では所得は発生せずパス・スルーされて受益者段階で課税すれば足りるとするいわゆる導管理論に修正を加えようとするものであり、いわば信託そのものを課税の対象に取り込もうとする動きであって、特筆すべき改正であったということができよう。ただ、その新税制の内容をみると、新信託法（平成19年改正後の信託法をいう。以下「新法」という。）が受益証券発行信託、目的信託（受益者の定めのない信託）、自己信託など新たに多様な信託形態を認めたことに対応して、その適用範囲が拡大された法人課税信託の対象となったものにも様々なものが在り、その適用事由も様々なものがあって、法人課税信託の趣旨、意義が少し不明確になっている点是否めない。また、証券投資信託等の集団的信託についてはいわゆる「但書信託」として受領時課税が認められているが、19年改正ではこれについての変更はほとんどなく、新信託税制の下で果たしてこのままで整合性のとれたものとなっているか疑問であるとする意見も出てきている。

信託は大別して、信託資産の運用・ビジネスを行う商事信託と資産の管理・保全を主眼とする民事信託に分かれる¹⁾が、日本においては民事信託に比べ商事信託が圧倒的である。本稿では今回の信託法改正で多岐にわたることとなった各種の信託につき、事業として行われるいわゆる商事信託の観点から、法人課税信託の意味や問題点についての検討を行い、合わせてそれと関係する集団的信託の問題等にも言及しながら、信託所得課税の現状の分析を行い、今後の信託税制の方向を模索してみたい。

2. 信託と信託税制の概観

(1) 信託法制の概要

信託法は大正11年に成立して以来、長きにわたって実質的な改正が行われてこなかったため、現代の社会情勢の変化に対応していないという指摘もあって、平成18年末に大改正が行われ、19年9月末から新法が適用されることとなった。新信託法では、信託の定義を「特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の目的を達成するために必要な行為をすべきものとする事」（信託法2条1項）と規定する。これがそれ以前の旧法で、「財産権の移転その他の処分をなし、他人をして一定の目的に従い財産の管理又は処分をなさしめる事」と一般の信託に対する社会通念に沿った定義をしていたのと比べるとやや漠然とした判り難い規定となっている。これは新法で自己信託（委託者と受託者が同一の信託）や公益信託以外の目的信託（受益者の定めのない信託）などの信託が新たに認められた結果、「他人をして」とか「処分をなし」などの文言が適当でなくなったことによるものである。

信託の利用形態を一概に説明することは難しいが、概ね①クラシカルな財産管理目的の信託、②投資・運用を目的とする信託、③資産の流動化を行う信託に分けられる。今日、信託形態として利用されているのは圧倒的に②、③であり、その中でも②のうちの集団的投資信託がほとんどを占めている。その理由としては、規模のメリットがあるほか、こうした信託に後述のように税制上の優位性が認められていることによる面が大きい。

信託における法律関係では、委託者、受託者、受益者の三者が当事者となる。従来公益信託のみに認められていた受益者の定めのない信託（目的信託）も一般に広く認められるようになったが、このように受益者が存在しない信託関係は以前にも在りえた。しかし、委託者と受託者は必ず存在しなければならない。もっともそれが同一の者で行われる場合（自己信託）も存するが、その場合でも法律関係上では両者は併存しているものとして解されることとなる。

信託の法律関係では、委託者が信託した財産は、受託者が所有者となるが、受託者は、信託目的に従い、信託財産の管理・処分又は必要な行為を行う義務を負うこととなる。この点、設定時に所有権の移転を伴うということで、取引形態の類似する寄託や委任とは異なる。そしてこの法律関係では、受託者が所有する信託財産は、受託者の固有財産とは別個の固有財産として受託者の倒産から隔離されているところに大きな特色がある。この信託のメリットともいえるべき倒産隔離効果は、委託者の段階では所有権が移転することから当然生じるのではあるが、信託法では、受託者についてもこの倒産隔離効果を認めている。受託者が多額の負債を負って倒産した場合に、破産手続において受託者の債権者への弁済原資として信託財産が使われることになってし

まうのでは、信託財産から利益を受ける受益者にとって大きな損害となるため、こうした規定を設けたのである。なお、新法では各種の信託の新たな導入を図っているが、その中には事業信託も挙げられることがある。しかしそれは正確ではなく、信託財産は新法下でも積極財産のみに限られているのであり、ただ新法が、「信託が委託者の債務を最初から引き受けすることができる」と規定している（法21条1項3号）ことから、実質上事業そのものを委託者の中から切り出して信託に移すことができるように見えるに過ぎない。「債務の信託」を認めた訳ではなく、従ってこの債務引き受けが委託者とその債権者との関係で免責的な効果が生ずる訳でもないのである。

（２）信託税制の基本的な考え方

信託税制についても大正11年の旧信託法の制定に合わせて同年に所得税法等に規定されることとなったが、信託所得に係る課税は当初より、所得課税の実質所得者課税（所得税法12条等）の例外²⁾として、所有権者である受託者でなく、受益者が納税義務者となることとされてきた（同法13条）。そして受益者のいない又は不明な場合の信託については当初は受託者を受益者とみなして課税することとされていたのが、昭和15年の所得税法改正でそうした場合には委託者が受益者とみなされ課税されることとなったこと以外は、最近までこの受益者課税原則の内容に大きな変更はなかった。然るに、平成19年の大改正では、この受益者課税の原則の基本部分は変わらないものの、受益者不存在等の委託者課税制度は廃止され、代わって受益者と同等の地位を有する者（これを「みなし受益者」という。）に、それもない場合には受託者に課税されることとなった。これにより、受益者は不特定ないし不存在だが、委託者は信託財産に何らの権限も利益も有していない場合まで委託者に課税されることの不合理性は解消されることとなったが、受益者の認定で以前より難しさが生じるようになったことは確かであろう。この改正は一見、昭和15年以前への回帰と見られるかもしれないが、受益者課税の理論的基盤としての導管課税理論の信託への適用に対する懐疑が土台にあることを忘れてはならない。この旧信託税制における導管理論について佐藤英明教授は次のように説明しておられる。「信託とは信託財産に帰属する収益や費用を伝える『導管（パイプ）』のようなものであり、『信託＝導管』自体に所得等が留まることはありえないという発想と、信託財産自体やそれに帰属する所得等は実際に受益者に具体的に与えられるまでは委託者の手中にあるものとして課税しようとする考え方である。」。そして教授は、旧信託税制が導管理論を徹底していたことから、委託者課税の不合理的と裁量信託³⁾・所得留保型信託などの複雑な信託への対応の困難さという問題が生じたと述べられている⁴⁾。こうした考え方を踏まえ、新法においては、受託者が信託目的達成のために必要な一切の行為をする権限を有することを明確化したり、受託者の責任を信託財産の範囲に限る制度（限定責任信託）を創設するなど、

従来の委託者に代わり受託者の権限を拡大する方向を示しているが、併せて受託者課税（法人課税信託）の適用範囲の拡大も図っている。そしてこれらの措置は、従来の導管理論を制限していこうとする姿勢を示したものと云えよう。

（３）信託課税の構造

信託は、組合や人格なき社団、投資法人等と並んで、いわゆる中間的事業体と云われるものの一つである。信託においては、具体的には受託者がこの中間的事業体の役割を担う。「投資の媒体」という意味で「ビークル」（仕組みの器）と呼んだ方が判り易いかもしれない⁵⁾。中間的事業体に対する所得課税は現行法上導管理論の適用の有無等から概ね三つに分類される。一つは、ビークルは課税上は無いものと捉え、ビークルで発生した所得はそのまま直ちにパス・スルーして出資者・投資者又は構成員の所得となって課税されるとするもの（パス・スルー課税）で、組合がこれに該当する。二つ目は、ビークルも納税主体と見てその所得に法人税を課すもので、人格なき社団がこれに属する。さらにもう一つは、その中間的な形というか、ビークルに法人課税をすることは二つ目と同様だが、その法人所得額から出資者等に利益分配された分を控除するという、いわゆる配当損金算入方式と呼ばれるもの（ペイ・スルー課税）で、投資法人等、SPCにこの課税方式が適用されている。三方式の課税上の優劣を比較すると、法人課税方式では、ビークルと投資者等の二段階で課税される二重課税の負担を強いられる（但し投資者段階で配当税額控除が認められる等、負担回避が図られていることが多い）のに対し、パス・スルー課税ではそれがなく有利である。またビークルで課税されることにより、受益者にとっては当該法人税額分だけ配当額が少なくなるという不利がある。ペイ・スルー課税は配当等の額がビークルの利益額の90%以上でなければならない等の条件の下に認められているが、ビークル内に留保した利益については課税を受ける。また投資者段階での配当税額控除も認められていない⁶⁾。しかし、投資者等に課税される時期が配当等の受取時であって、パス・スルー課税のビークルでの所得発生時課税よりも遅く、その点では有利である。

それでは信託における課税方式はどうなっているのだろうか。信託に対する課税は上記の三つの課税方式が状況によって適宜適用され、かなり複雑なものとなっている。また集团的信託のように上記のどれにも該当しない課税方式も採用されている。多様な各種の信託は課税方式の違いにより、一般に次のように三つに分類できるとされる。

①「受益者等課税信託」（所得税法13条1項本文）

原則的なパス・スルー課税が行われる信託で、「本文信託」とも呼ばれる。財産管理信託などが対象で、本来的な信託形態ではあるが、設定時に贈与等の課税関係が発生することからあまり普及しているとは言えない。信託利益はビークルでの発生

段階で受益者の所得として課税される。

②「集団的信託」（所得税法13条1項但書）

ビークルでの利益はパス・スルーされ、受益者がそれを受領した段階で課税されるもの。原則的な受益者課税（パス・スルー課税）の発生時と区別する意味で「受領時課税」と呼ばれることもあるが、基本的にはパス・スルー課税の変型とも云えよう。集団投資信託や退職年金等信託など受益者が多数に上る信託に適用され、これらの信託を「但書信託」と呼ぶこともある。この方式は課税繰延べなど信託関係者にとって課税上最も有利な方式であるが、その問題点等については後に詳述する。

③「法人課税信託」（法人税法4条の6・7、2条29号の2）

信託財産から得られた所得に対し、ビークルである受託者に法人税課税を行う。この場合、一定の要件を充足するときは「ペイ・スルー課税」が適用される。

この適用対象は、受益者不存在信託、受益証券発行信託、法人が委託者である特定の信託、投資信託、特定目的信託と多岐に亘るが、これについても次項で検討を行うのでここでは詳細は省略する。

この三方式の抱える課税上の問題点はそれぞれに見られるが、本稿が目指す事業として行われる信託の課税上の問題という面からみると、①の受益者等課税信託については、単純なビジネスのための信託も考えられなくもないが、そうした実際例はごくまれで、この方式では相続税法上の問題が主となっていることから、以下については①は省略し、②と③について検討を進めて行くこととしたい。

3. 法人課税信託

（1）法人課税信託の意義と内容

法人課税信託、いわゆる受託者課税の仕組みは、平成12年度の税制改正において導入された。すなわち、資本流動化法上の特定目的信託及び一定の投資信託（私募によるもの）を特定信託として、当該信託の受託者に対して法人税を課税する制度が設けられたのであるが、この改正は従来の‘受託者非課税の原則’に風穴を開ける重要な改正であったといえるものであった。この取扱いは、これら特定信託についても従前は原則の受益者課税（パス・スルー課税）が行われ、受託者は導管的な取扱いとなっていたのであるが、当該信託においては利益を受託者段階で留保し課税の繰延べを図る恐れが懸念されるため、受託者段階で法人課税を行うことにより課税の繰延べを防止し、平成10年以降に導入された特定目的会社や投資法人等における課税（ペイ・スルー課税）との整合性を図ることを目的としたものであるとされている。これはいわば導管理論の修正、制限ともいうべき措置であったが、ペイ・スルー課税を認めていることから、これら信託の導管性を完全に否定しているわけではない⁷⁾。

その後、この受託者課税制度は平成19年度の税制改正において、法人課税信託制度と名を改め、著しい拡充と整備が図られることとなった。新法下における法人課税信託の範囲は次に掲げるものとされている（法人税法2条二十九の二）。

- (イ) 受益権を表示する証券を発行する信託（受益権等発行信託）
- (ロ) 受益者等が存在しない信託（受益者不存在信託）
- (ハ) 法人を委託者とする信託で一定のもの
- (ニ) 一定の投資信託
- (ホ) 特定目的信託

上記五つの信託の態様のうち（ニ）と（ホ）については従来より特定信託として既に受託者課税（但しペイ・スルー課税）が行われてきたものであり、19年の改正では（イ）、（ロ）、（ハ）の三者が新たに法人課税信託として受託者課税が適用されることとなったが、その多くは新法で新しく認められた信託形態である⁸⁾。この五態様の法人課税信託については、その適用の趣旨から見て、①法人類似のビークルとしてそれとの整合性、課税の公平という観点から法人課税が行われる信託で、（イ）と（ニ）、（ホ）が該当、②信託利益に対し課税すべき受益者が居ない場合の代替措置として受託者に課税するもので（ロ）が該当、③課税繰延べ等の租税回避防止の観点から設けられたもので（ハ）が該当、の3つに分類できるのではないかと思われる⁹⁾。以下、この三類型について内容を見てみる。

①の（ニ）と（ホ）については導管型のビークルとして類似のSPCや投資法人等との取扱いを課税の公平という点から一致させようとしたことについては既に述べたとおりであるが、（イ）についても、有価証券を発行して出資（投資）を募り、その資金を運用して利益を出資者に還元するという面では会社等の法人形態となんら変わらないのに、たまたまそれが信託の場合には、事業体課税を免れるというのは不合理ではないかとする考え方に基づいている。ただ、受益証券発行信託でも、合同運用信託¹⁰⁾、特定受益証券発行信託、証券投資信託などは過度の課税の繰延べの恐れが認められないことから、法人課税信託から除外されている。

次いで②の受益者不存在信託であるが、ここで言う受益者不存在信託は‘受益者の定めのない信託一目的信託’とは異なることには注意を要する。前者は後者より範囲が広く、後者は一度この形態の信託を結ばばもう受益者を作ることが出来ないのに対し、前者は受益者があったり、なかったりする（そのない期間が受益者不存在信託となる）一般の信託を含むのである。この受益者不存在信託は受益者が存しないための代替課税であることは前述したが、このことから他の法人課税信託とは課税方法がかなり異なるものとなっている。信託設定時、他の法人課税信託では財産の移転は出資とみなされ課税されないが、受益者不存在信託では受託法人に受贈益課税が生じ、委

託者が個人である場合にはみなし譲渡課税が行われる。受益者不存在信託では受益者がいないため、他の法人課税信託におけるような受益権を株式とみなし、受益者を株主等とする規定の適用がない。また、受益者不存在信託は、相続等に関する個人財産管理目的でなされることが多く、その課税は一般的な所得課税というよりは、むしろ相続課税や贈与課税の特例としての側面が重要となっている¹¹⁾。この受益者不存在信託に対する法人課税は他の法人課税信託のそれとは性格がかなり異なるものであり、代替税としては法人課税でなければならない積極的な理由は無い¹²⁾のではなかろうか。実際にも、将来個人に対して受益させるために受益者不存在の信託を個人が作ったという場合に、わざわざそこで法人に対する課税関係を厳密に作り上げ、これも個人である受託者を法人とみなしてみなし贈与課税を行う必要があるのかという疑問がわくケースも想定される。ただこれらの信託は、資産流動化スキームで倒産隔離のために一部活用される以外は商事信託で利用されることはほとんどなく、ここではその詳細な検討は省略させて頂く。

③の法人を委託者とする信託で一定のものとは、(i) 事業の重要部分の信託で委託者の株主等が過半数の受益権を有するもの、(ii) 自己信託等¹³⁾で存続期間が20年を超えるもの、(iii) 自己信託等で損益分配割合が変更可能であるものの三類型がある。これらは、いわゆる事業信託が実質上可能となったこと、及び自己信託の創設により、事業会社が自らの事業を信託財産としつつもなお自己により継続して事業を行いながら、信託なるがゆえに組織体レベルでの課税を免れたり、利益の付け替えを図ったりして租税回避行為が行われるのを防止する意味で規定されたものである。この規定は、租税回避行為の個別的否認規定として租税法律主義（課税要件明確主義）の見地から評価できるものであるが、信託の発展に伴い、今後この要件は追加される可能性がある。ただ、この③が新たに設けられたことにより、法人型法人課税信託の中においても、制度の意義が分散して、より不明確になったことは否めない。この③で挙げられた信託はいずれも委託者の影響力が強い信託であり、租税回避行為の防止対策としては、現規定のように受託者課税でなく、米国におけるように委託者課税とする方策も考えられるが、我が国の③の適用となる場合の内容を見ると、受託者と委託者がほぼ同一であると見なされるケースであり、実質的な議論の意味はあまりないと思われる。しかしながら、法人課税信託制度の意義の簡明化という面では一考に値しよう。

(2) 制度の問題点

法人課税信託については、第1に、そのような課税を行う際の基本的な発想一どのような根拠に基づいてこの制度が作られているか—が問題とされる。新しい法人課税信託の適用趣旨には技術上の代替措置や類似法人との公平確保、租税回避行為防止等

の種々のものがあり、統一的な意味がやや判りづらくなっていることは先述したが、このことは、今回の信託税制改正で新しい信託が幅広く認められたことに伴い、課税の欠落や繰延べを防止するため、この制度がいわば応急的措置として規定されたといった点が大きいと思われる。このため、法人課税信託の受託者（これを「受託法人」という。）への課税方法では、受益者不存在信託とそれ以外の法人課税信託（佐藤英明教授はこれを「法人型課税信託」と称されており、以下この用語を使用する。）がかなり異なったものとなっており、この点でも統一した取扱いとはなっていない。法人型課税信託に対する課税上の問題としては、導管理論を適用しないことによる二重課税の問題があり、二重課税排除の方式を導入するか否か、導入するとした場合どういう方式が妥当かという問題もある。現行法では、法人型課税信託の信託期間中は、受託法人段階でその所得に対して課税され、他方で受益者への分配は配当として受益者レベルで課税されるが、受益者段階で配当税額控除の適用があり、二重課税の回避措置が一応は図られている。しかしながら、二重課税とはなっていないとしても、受託法人段階で課税されていることにより、受益者が受取る配当額自体が減少するというデメリットは生じている。投資信託等の導管型の法人課税信託（ペイ・スルー課税）の場合にはこのデメリットはかなり緩和されているが、この点はパス・スルーの受益者課税に比し、納税者には不利な状況を招く結果となっている。

この制度の第2の問題点としては、「受託法人」という観念を用いて法人課税を信託に導入しているこの制度において、法人税法の個々の規定がどのように及ぶかという点である。法文上、受託法人は受託者たる法人とは明確に区別され（法人税法4条の6、7）、受託法人は私法上の法人格がないため、形式的な納税義務自体は受託者たる法人が負い、受託法人は所得計算単位としてのみ観念するという考え方が採られている。この観念的法人格の受託法人は会社と見なされ、法人税法上会社に対して適用される規定について法人課税信託にも同様に適用がある（例えば留保金課税、同族会社の行為計算否認規定等）こととされている。しかしこの中には受益権、受益者はそれぞれ株式、株主と見なすとする規定もあるが、そうなると、同族判定の基準として受益権が適当なのかどうか（受益権と会社支配とが結びつくものかどうか）などその他法人税法の法人課税信託への準用には問題となる例¹⁴も見られる。また、法人税の軽減税率の適用が法人課税信託では除かれていること、また地方税で受託法人が個人事業者である場合でも法人事業税が課される点など、中小事業者に不利なこの取扱いの趣旨も明確でなく、課税の公平上も問題ではなかろうか。

4. 集団的信託

(1) 意義と内容

法人税法12条1項は、但し書きにおいて、集団的信託（集団投資信託など受益者が多数に上る信託をいう。ただし、法人課税信託に該当するものを除く。）¹⁵⁾については、本文の受益者課税の原則を適用しないとしている。その一方で、当該利益は受益者に帰属しないことが同条3項で明確にされている。但し書きに該当する信託については、収益発生段階では課税が行われず、現実に受益者に分配されたときに初めて受益者の所得として課税される、いわゆる受領時課税であり、収益計算期間の満了後、受益者に利益が分配されるまで課税が繰延べできる。これが「但書信託」と呼ばれるものであるが、このような取扱いが認められているのは、これらの信託の受益者が多数であり発生段階での収益の帰属処理が難しいこと、また比較的短時間で信託の収益が受益者に分配されること等を勘案したものと考えられる。但書信託の対象となるのは、集団投資信託（合同運用信託、国内公募の投資信託、外国投資信託、特定受益証券発行信託）、退職年金等信託又は特定公益信託等である。同様に但し書きの対象とされている法人課税信託については、前述の如く信託段階の受託者課税が行われるため、いわゆる「但書信託」の範疇には入らない。

集団的信託に対する受領時課税の意味は、信託収益等の発生段階では受益者に対して課税がなされないという意味ではパス・スルー課税ではない。この場合信託収益等は、信託財産にとどまる限り、パス・スルーすることなく「誰のものでもない」収益等となるのである。しかしながら、この信託期間中の収益等については、信託レベルで計算を行いつつ、現実の受益者に対する分配時に、個別に定められたルール（合同運用信託の収益の分配は利子所得、証券投資信託の収益の配当は配当所得、企業年金に係る信託からの分配は年金等の雑所得等）により課税関係が決定されている¹⁶⁾。こうした収益発生時の収入形態がそのまま受益者への課税に反映されるという取扱いをみると、集団的信託が導管的な性格をなお有していると見ることもできるかもしれない。

(2) 問題点

集団的信託の特徴として、信託収益を比較的短期に分配されるものという点については前述したが、その基本的な考え方をよく示しているのが法人税法2条29号ハの特定受益証券発行信託である。受益証券発行信託は原則として法人課税信託とされ、受託法人課税がなされるのであるが、a 利益計算期間が1年以下、b 利益留保割合が2.5%以下等¹⁷⁾一定の要件を充足する場合には、特定受益証券発行信託として集団的信託の但書信託が適用される。ここで問題となるのは、この特定受益証券発行信託以外の集団的信託にこのような要件規定が無い点である。受益証券発行信託において受託者課税と受益者課税（受領時課税）を分けるこの基準は、業態が類似している法人

課税信託と集団的信託を分ける目安となりうるものと思われるが、集団的信託の太宗を占める合同運用信託や投資信託にはこのような制限要件は課されていない。現状では、特定受益証券発行信託におけるような課税繰延べの制限は他の集団的信託において十分チェックできているかどうかかなり疑問である。こうした状況からは、法人課税の対象となる信託とならない信託を分けるものは何かという問題、課税の公平性という懸念が浮かび上がってくる。19年の信託税制改正において、この点の検討がやや見逃された感もするが、特定受益証券発行信託で採り上げられた受領時課税の要件が集団的信託全般においても採用されてよかったのではないだろうか。さらにもう一つの問題点として、受領時において受益者に係る所得税が信託段階の収入形態に応じて異なるという点がある。法人課税信託からの配当を受ける受益者は配当課税で統一されているのに対し、同様の事業内容を持つ集団的信託からの利益分配がそれと異なった取扱いをしなければならない理由は乏しいのではなかろうか。金融所得課税についての統一化が唱えられている現在の税制の動きにも則しており、実務の処理の煩雑さを避ける意味でも配当所得に統一すべきものと思われる。

5. 事業として行われる信託に係る税制の今後の方向

(1) 米国の信託税制

商事信託の今後の在り方を検討する前に、信託の先進国ともいべき米国の信託税制の仕組みをまず概観してみる。

米国内国歳入法上、信託は、伝統的に法人との類似性が考慮され、独立の事業体として受託者課税が行われてきた。信託が実体 (entity) として独立した法人格が与えられ、信託収益の独自の納税義務者とされたのである。財務諸表規則によれば、信託は、信託利益の留保がない財産管理主体の単純信託と利益の留保を行う事業性のある複合信託 (RIC-リック¹⁸⁾、REIT-リートなどのビジネス・トラストがその主なもの) に分けられる。このうち単純信託についてはすべての信託利益が受益者に分配されることが要求されているため受益者課税 (パス・スルー課税) とされているが、実際の信託の大部分を占める複合信託については、個人である納税者と同様、信託自体 (ビークル) を独立した納税主体として所得税が課される。信託の課税所得の計算では、基本的には個人所得税の仕組みが採られているが、標準控除が認められていない等むしろ法人の課税所得計算に近いものとなっている。さらに、信託が受益者に分配した場合には、分配額は信託の課税所得計算上控除できることとされており (ペイ・スルー課税)、これは我が国の特定目的信託等の導管型法人課税信託と同様の取扱いとなっている。また、受益者の総所得に算入される際のその所得の性格 (利子、配当、譲渡益等) は、信託の段階の所得の性格をそのまま引き継ぐこととなっており、

この点では我が国の導管型法人課税信託より導管理論を徹底している。なお、複合信託でも、REMIC（レミック）と呼ばれるビークルを利用した不動産投資信託など一部受益者課税（パス・スルー課税）となっているものもある。ただ以前は、複合信託でこうしたペイ・スルー課税、パス・スルー課税の導管扱いの適用を受けようとする場合には、受託者があまりに積極的に事業活動を行うことを禁ずる、いわゆる「受動性の要件」が厳しく要求されていた（この要件を欠く場合は法人と同様と見なされて通常の法人課税）ため、複合信託の発展にこれがネックとなっていたともされている。然るに、こうした点も踏まえてか、1997年、事業体分類を単純化するための方策として、財務諸表規則上に「チェック・ザ・ボックス規則」（以下「CTB規則」という）が導入され、その際、「受動性の要件」基準も廃止されることとなった。このCTB規則は、「法人そのもの」と明記されている場合を除き、米国内国歳入法上の事業体分類において選択方式が採用されているところに特色がある。CTB規則における「法人そのもの」として扱われることが義務付けられていない営利事業体（ビジネス・トラストを含む）を「適格事業体」といい、当該事業体を法人（法人課税）又はパートナーシップ（パス・スルーの構成員課税）のいずれに取扱われるかを選択できるという制度であり、これにより、従来法人として課税されてきた信託であっても、パス・スルー課税を選択することが出来ることとなった。ただ前述のように、ビジネス・トラストにおいてはペイ・スルー課税が要求されており、完全なパス・スルー課税が認められたわけではない。次いで1924年において導入された委託者課税制度にも触れておく。信託設定者が信託設定後も信託財産や収益に対して相当の支配権を留保している信託をグラントー・トラストというが、この場合、所得の分散等租税回避の恐れが懸念されることから、例外的に信託の所得は委託者の所得として課税しようとするものである¹⁹⁾。グラントー・トラストとなる信託の主なものとしては、委託者が受益者の受益内容を変更する権限を持つ信託、委託者が自由な対価で信託財産と取引したり、処分する権限を有する信託、委託者による取消しが可能な信託等が挙げられている。

（2）我が国の商事信託の今後の方向性

我が国の信託税制は、信託の態様により課税方法が異なり、かなり複雑化しているが、実際的には信託は集団的信託がほとんどを占めており、課税は但書信託（受領時課税）が行われることが多い。しかしながら、但書信託による受領時課税は、新法下の受託者課税の拡充を図っている現信託税制において、その存在理由が希薄化しているのではないかと思われる。なぜなら、受益者が多数で把握困難な場合等の受益者課税の弱点を補う方策として設けられた受領時課税ではあるが、この弱点は、法人課税信託の受託者段階課税でも補い得るからである。実際、受託者課税と云っても、後述

のように導管型法人課税信託が太宗を占めることとなれば、そこで課されるペイ・スルー課税は受領時課税と実質的にあまり変わるものではないし、受託者課税とすることによって、留保所得の課税繰延べや受取所得の性格の分散化等の受領時課税が抱える諸問題は解消する。但書きの受領時課税は全廃し法人課税信託に吸収するという改正案を提案したい²⁰⁾。ただこれは、受益者に対する所得課税を行わないということではもちろんない。19年改正では受益者のいない信託については委託者課税から受託者課税に変更されたが、同様の考え方から、分配がされず、「誰のものでもない資産」となっている信託収益についても受益者受領時課税から受託者課税へと替えることによって、課税の確保を図るのである。税制の簡明化、課税の公平という面から、意義のある改革だと思われるがどうであろうか。なお、但書信託の受領時課税に替わる方法として、現在退職年金等信託に課されているいわゆる「たまり課税」の方法によることも考えられる。これは留保され累積した積立金に毎年1%の税を遅延利息相当額として特別法人税を課そうとする制度²¹⁾であるが、業容の類似する投資法人等（通常の法人税課税）との課税の公平性という点では問題が残り、また、この課税方法（利息相当額の軽微な税）では諸問題解決策としては不十分であると考えられる。

次いで、受託法人に係る考え方であるが、受託法人が法人税法上の観念であって私法上の法人格を有しているものでないことは前述した。これについては、米国のように信託財産そのものを法人と見なして納税義務者としてはどうかとする考え方もある。そうすれば、「受託法人を会社とみなす（4条の7第3号）」など幾多の「みなし規定」は概ね必要でなくなり、「みなし規定」が持ついくつかの疑問点も解消するかもしれない。しかしながら、この信託財産を法人とみなす場合には、信託財産が租税債務の帰属主体となるが、私法上では信託財産は受託者に帰属することとしている。また、滞納処分等の実体法に定める諸制度においても、信託財産が受託者に帰属することを前提にしているのであり、こうした状況下で信託財産を法人とみなして租税債務者とする仕組みを創設するには、広範かつ困難な調整が必要となる²²⁾。したがって、現状の受託法人制度は当面維持することとし、ただ、みなし規定に生じている幾つかの問題点については、個々の対応規定を設けて対処していくのがよいのではないかと考える。

最後に、法人課税信託のうち、受益者不存在信託と租税回避防止のための委託者が法人である一定の信託について触れておきたい。受益者不存在信託については、商事信託で行われる例は稀であり、法人課税として対応しなければならない積極的な理由は乏しい。これらの信託については、相続税法や所得税法等で特例の課税規定を設けることで法人課税信託より削除してはどうかと考える。また、租税回避防止策としての法人税法2条二十九の二、ハに掲げる信託であるが、米国のようにこれらの信託は全面的に委託者課税とする方向で改正することはどうであろうか。前述のように、法

人課税信託（受領時課税）の意義の明確化という意味では十分検討の余地があると考えられるし、実態的にも租税回避を企図するのは委託者であると考えれば、この方が自然でもあると思われるからである。以上の考えをまとめると、現行の法人課税信託は、前述の本文3.（1）の法人課税信託のうち、（ロ）と（ハ）が脱落することから、受益証券発行信託と導管型の法人課税信託（投資信託等）が残り、それに集団的信託が加わる²³⁾ことにより、法人課税信託の存在意義が「法人との類似性からくる課税の整合性、公平性」という点に収れんされることとなる。そしてこうした改正を行うことで、法人課税信託の課税方法の一元化（ペイ・スルー課税）、受益者段階では配当所得としての統一化が図られ、法人課税信託制度の内容の明確化、判り易さが確保されることとなるのではなかろうか。

6. おわりに

以上これまでに、商事信託に関し、法人課税信託と集団的信託等の課税の検討をすることによって、主に法人段階の課税と課税繰延防止措置との関連を中心に、その整理・解明を行うことに努めてきた。この法人課税と繰延防止との関係については、実は、法人段階と株主段階の二重課税がなされている場合の通常法人所得税においても、問題が生ずる。株主に対する課税の永遠の繰延を防止するために法人税が課税されているという説明が存在するからである。信託における繰延防止のためのビークル段階の課税の問題は、このようにビークル段階の課税と構成員（受益者）段階の課税の二重課税との関係をどのように考えるかという、きわめて複雑な問題と関連しているのであり、繰延防止のためにビークル段階の課税を行えばそれで済むという単純な問題ではない。今回の法人課税信託や集団的信託の意義や問題点を検討することで、どうして法人税が課税されるのか、いつ所得に対して課税すべきか、受益者が課税される所得は何所得かといった所得税の本質的な問題について考えるきっかけともなったように思う。今回の研究は、膨大で複雑な信託課税制度のまだ入口に立った状況であり、その分析、検討は十分なものとは言えない。5. 節の提言についても、提言の抱える問題点、実務への影響などの分析はまだ不十分であると思われる。今後もこのテーマについての研究を続けて行く必要があると考えている。

<注>

¹⁾ かつては、営業として行われる信託の引受は商行為に該当するので、そのような形で引き受けられる信託を商事信託（または営業信託）と、商行為としてではなく引き受けられる信託は、民事信託（または非営業信託）と呼んでいた。これに対して、現在においては、受託者の役割が財産の管理・保全または処分を超える信託を商事信託、それ以外の信託を民事信託と呼ぶことが多い。

- 2) 所得税法 12 条（法人税法 11 条）の実質所得者課税の原則の解釈については、法律的帰属説と経済的帰属説の対立があるが、前者が判例通説であり、この説からすれば信託の所得の帰属を規定する所得税法 13 条（法人税法 12 条）はその例外となる。
- 3) 受託者に受益者の間における信託所得の分配を決定・変更する等の裁量権が与えられている信託で、信託法上認められている。裁量信託では、信託会社や法律家等の受託者が大きな権限を有しており、それを留保・運用するか、分配するかということについても、権限を持つのが普通である。
- 4) 佐藤英明「新信託法の制定と 19 年信託税制改正の意義」・日税研論集 62 巻 43 頁（日本税務研究センター）。
- 5) 集団投資スキームの投資媒体はこの他に、コンデュイット、SPV（special purpose vehicle）等と呼ばれることもある。
- 6) この点については、投資法人に支払われる配当はそれを支払う法人の税引後利益を原資とするものであるから、投資法人でペイ・スルー課税をするといっても、投資家段階ではやはり配当控除を適用すべきではないかという批判も考えられ、今後の検討課題であるとする意見もある。—磯山淳「投資信託税制の理論と課題」（晃洋書房）166 頁参照。
- 7) このペイ・スルー課税については、「利益の大部分の分配を要件として実質的に信託段階での課税を受けないのと同様の結果となっている。つまり、実際上は、これらの信託は集合的信託と同様に、課税繰延の制限措置との見合いで法人課税を受けないのと同様の結果となっている」とする指摘もある。佐藤英明「前掲 4）」63 頁。
- 8) (イ) の受益証券発行信託はそれまで貸付信託と証券投資信託にのみ認められ、(ロ) の目的信託は以前は公益信託のみに認められていたのが、いずれも全面的に認められるようになった。また、(ハ) の中心となる自己信託は全く新たに創設された信託である。
- 9) 佐藤英明教授は、これをまず受益者不存在信託とそれ以外の信託（これを「法人型課税信託」と呼ぶ）に二分されるとし、後者についてはさらに、法人に類似した信託と法人税の租税回避のための信託に分けられるとされる。—佐藤英明「法人課税信託について」・租税研究 2010 年 10 月号 130 頁。
- 10) 合同運用信託とは、信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものを言い、通常金銭信託や貸付信託が該当する。
- 11) 例えば、相続税法 9 条の 4 第 1 項によれば、将来、受益者となる者が委託者の親族である場合には、信託の効力が生ずるときに受託者が委託者から信託に関する権利を贈与により取得したものとされ、その場合、受託者が個人でない場合は個人とみなされる（同条 3 項）。つまり、受託者が法人であったとしても、相続税法上は個人として贈与税が課されることとなるのである。いわばこのようなケースはすべて租税回避行為（高税率の贈与税・相続税の負担を避け法人税等の負担で済まそうとするもの）と位置付けられ、上記の条項が設けられているといえよう。
- 12) 受益者不存在信託につき、個人より法人として課税関係を考える理由としては、消極的意味合いではあるが、①受託者（受託法人）側に家事費の支出は考えられないこと②所得分類等の計算の煩雑さが無いこと③所得分割の行われ易い信託に累進税率はそぐわないことなどが挙げられる。佐藤英明「前掲 9）」139 頁。
- 13) 自己信託「等」としているのは、自己信託に限定すると、例えば子会社を受託者とするにより形式的には自己信託ではない信託を設定し、この課税を回避することが想定されるためである。
- 14) その他の一例として、法人税法 4 条の 7 の 5 号では「信託の分割は分割型分割に含まれる」としているが、これはいったん法人課税信託が作られた後の分割を認める趣旨であり、法人が事業の重要な一部を信託して受益権のすべてを当該法人の株主に取得させた場合は、分割に当たらず、当然適格分割の適用もできないということになるが、これは信託を用いずに同様の子会社を作った場合（適格分割となる）と比較して権衡を失してはいないだろうかという点などが挙げられる。
- 15) この「集団的信託」にほぼ相当する意味合いで、中里実教授は「集団信託」なる用語を、佐藤英明教授は「集合的信託」なる用語を使用されている。集団的信託の具体的な適用範囲は、イ集団投資信託、ロ退職年金等信託、ハ特定公益信託の三つが挙げられている。このうちハについては「集団的」の語にややそぐわない点もあるが、説明の便宜上、この中に含めることとする。

-
- 16) 信託収益の分配が収益発生時の収入形態により受益者への課税に反映されていることについては、例えばリスク商品である公社債投資信託の分配金を利子所得とみなしてよいのかなど経済的実質からは問題であるとする意見がある。—磯山淳「前掲6）」154、155頁。
- 17) その他の要件として、一定の要件に該当することについての税務署長の承認を受けた承認受託者が引き受けたものであること、同族特定信託に該当しないことが挙げられている（法人税法2条二十九ハ、同施行令14の4）。
- 18) 「リック」とは、所得の90%以上を配当する等一定の要件を満たした規制投資会社（regulated investment company）を云い、ペイ・スルー課税が認められている。
- 19) 1924年の歳入法では、取消し可能な信託については、信託所得が留保されるか分配されるかに関わらずその所得を委託者に課税するとの規定を置いた。この考え方は判例法上も確立しており、クリフォード・ルールと呼ばれている。
- 20) 法人課税信託の範囲に証券投資信託と公募投資信託も含めて、原則的に法人税の課税対象とし、信託期間が短期のものについては特例的に課税対象外とする提案をしているものとして、磯山淳「前掲6）」136頁。
- 21) この制度は、企業が負担する退職年金等の掛金及び運用収益に対する所得税の課税が年金受給時にまで繰り延べられるため、その期間に対応する遅延利息相当額として信託銀行等に対して1%の法人税を課すものであるが、現在は停止されている。
- 22) 例えば、受託法人が法人税を滞納した場合に、受託者たる法人が所有している資産に滞納処分を行使しうるかという問題が生じる。
- 23) 但し特定公益信託については、法人類似の性格は薄く、これを受託者課税から除外すべきかも知れない。

（とりい まさる・大原大学院大学 会計研究科教授）